



区分	要件				支援内容
地域未来投資促進法にかかる税制優遇	県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた者				3年間課税免除（固定資産税のみ）
	業種 製造業	合計取得価格 1億円以上 5,000万円以上 (農林漁業のみ)	資産の種類 土地・建物・構築物 (取得後1年以内に家屋の建築着手)		
過疎法にかかる税制優遇	業種 製造業・旅館業・ 農林水産物販売業・ 情報サービス業	資本金 5千万円以下 1億円以下 1億円超	合計取得価格 5百万円以上 1千万円以上 2千万円以上	資産の種類 土地（取得後1年以内に 家屋の建築着手）・ 家屋・機械及び装置	3年間課税免除（固定資産税のみ）
奨励金	新設、増設、移設 (1)投下・増加固定資産総額5,000万円以上かつ 新規雇用者5人以上 (2)投下・増加固定資産総額50億円以上かつ 新規雇用者25人以上 (3)投下・増加固定資産総額100億円以上かつ 新規雇用者50人以上 ※対象施設：製造業、情報通信業、物流関連業、宿泊業、 学術・開発研究機関の用に供される施設				【企業立地促進奨励金】 (1)固定資産税相当額の70/100 (限度額4億円) (2)固定資産税相当額の75/100 (限度額8億円) (3)固定資産税相当額の80/100 (限度額50億円) 期間：10年間 【雇用促進奨励金】 1年以上の新規地元雇用者が5人以上の場合、 1人につき50万円（限度額2,500万円）